

いわき市農業委員会第26回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年6月23日(火曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計32名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(9名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長	佐藤 公威
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係主査	久米 梓美
農地調査係主査	高木 安弘
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主事	若松 恒佑
農政振興係主査(書記)	鈴木 雅輝

2 欠席者

4 木幡 仁一

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (草野次長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。</p> <p>蛭田会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の通告欠席ですが、議席番号4番 木幡仁一委員となります</p> <p>現在、委員24名中23名が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。</p> <p>ただいまより「いわき市農業委員会第26回総会」を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号13番 岡村泰典委員 議席番号14番 佐川良平委員 以上2名の委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意のうえ、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。</p> <p>また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。</p> <p>次に会務報告に入ります。</p> <p>今月の報告は、令和8年5月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので各自ご確認ください。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。</p> <p>次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>取り下げ・追案等はありません。</p>

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書の2ページをお開き下さい。

番号1番についてですが、先月開催された第25回総会において、経営転換協力金の有無に係る売買の可否について確認するようご意見をいただき、事務局で確認し問題ないと判断できれば会長に報告のうえ許可するとした案件になります。その後事務局で確認したところ、譲渡人は経営転換協力金を受けていましたが、今年の4/27付けで機構との契約を解除しており、経営転換協力金を返還することで売買が可能になることは確認できました。しかしながら、相手方代理人に状況確認をしていたなかで、譲受人は許可後「田」については自ら耕作することはせず農地中間管理事業で機構に貸し出し第三者が耕作する予定であることが新たに判明しました。これは農地法第3条第2項第1号に規定する許可ができない要件「権利を取得する者又はその世帯員等が、農地の全てを効率的に耕作しないと認められる場合」に該当すると判断したことから、今月の総会で継続審議いただくこととしましたが、相手方代理人から「申請農地の耕作について、現状では自ら耕作する環境を整えることが難しいと判断した」との理由により取下願出書が提出されたため、議案説明書から削除するようお願いいたします。

この取下により、議案説明書3ページの合計面積が変更となります。田「27,121㎡」を「11,895㎡」へ、畑「6,821㎡」を「3,983㎡」へ、合計「33,942㎡」を「15,878㎡」へそれぞれ訂正願います。

それでは改めまして議案の説明に入ります。

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書と併せて、地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号2番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号5番から番号7番につきましては、贈与による所有権の移転、番号8番、番号9番につきましては、交換による所有権の移転です。

事務局
(若松主事)

このうち番号2番、番号5番、番号6番は新規就農案件となっております。

番号2番につきましては、譲受人は申請地の北側隣接地に住んでおり、既に申請地の一部を借り、家庭菜園を行っています。今般、譲渡人が農業経営を縮小することに伴い、既に申請地の一部を借りている譲受人が耕作を行うとのことで申請に至ったものです。農機具については、耕運機を1台導入する予定であり、栽培予定作物は、きゅうり、なす、ピーマン、キウイとなっております。

番号5番につきましては、譲渡人がかつて相続により取得した農地ですが、耕作を行っていなかったため、当時申請地の隣接地に住んでいた譲受人が借り受けて現在に至るまで耕作を行ってきました。

今般、譲渡人が農業経営を縮小することに伴い、譲受人に贈与するということで申請に至ったものです。農機具については耕運機を1台所有しており、栽培予定作物は、長ねぎ、レタス、チンゲン菜等となっております。

番号6番につきましては、譲渡人である叔母が高齢のため、申請地の南西側隣接地に住んでいる譲受人が現在耕作している状況にあります。今般、譲渡人より、農地を引き渡したいと話があったことから申請に至ったものです。農機具については、トラクターを1台、草刈機を3台所有しており、栽培予定作物は、じゃがいも、里いも、玉ねぎとなっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田11,895㎡、畑3,983㎡、合計15,878㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、番号3番について、今年9日に実施した現地調査の結果、「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

現地調査の結果、申請地の一部について、現況「山林」の様相を呈しており、「現況が農地ではない」と判断されたものです。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。

なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書5ページでご確認下さい。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

6番
志賀委員

議席番号6番の 志賀 幸 です。

番号2番、番号4番から番号6番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

6 番
志賀委員

番号3番については、申請地の一部において、現況「山林」の様相を呈しており、農地性はないものと判断せざるを得ず、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えます。

議長
(蛭田会長)

続いて事務局よりお願いいたします。

事務局
(若松主事)

番号7番から番号9番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。
報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では「番号2番、番号4番から番号9番は特に問題がなく、番号3番は申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから却下が妥当」とのことでした。

これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第1号について、番号2、番号4番から番号9番は許可とし、番号3番は、申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから、却下することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」は12ページから「許可申請に係る意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5005番からになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の所在地番、地目、面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

事務局 (坂本主査)	<p>番号1番、田人町黒田、採草放牧地、18,255.60平方メートル、資機材置場、通路、現場事務所、仮設トイレ(一時転用)賃借権の設定です。</p> <p>番号2番、川前町上桶売、田、332.35平方メートル、小規模林地開発に要する通路(一時転用)地上権の設定です。</p> <p>以上、面積は、田：332.35平方メートル、畑：0平方メートル、採草放牧地：18,255.60平方メートル、合計：18,587.95平方メートルとなります。</p> <p>なお、地域計画内の農地を転用する場合、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となります。</p> <p>今月の5条許可申請案件のうち、番号1番が地域計画内の農地に該当しますが、一時転用であることから、地域計画の変更は不要となります。</p> <p>以上2件につきまして、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第2号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、事務局より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>事務局より報告します。</p> <p>番号1番及び2番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
19番 生田目委員	<p>議席番号19番、生田目祥明です。</p> <p>番号1番について、現地調査位置図に記載されている箇所は、等高線を見ると山の中腹に向かって通路を敷設し、だいぶ切土をして土がでると思います。土は仮置きするのかと通路を掘ったあとの埋め戻し、土留め工事等、何か対策をするのかお聞きしたい。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>通路の奥側に農地や採草放牧地ではない山があり、この通路が仮置きするためのものとなります。造成で出た残土もさらに奥の山に置くようになりますので、事故が起こるようなことはないと認識しています。</p> <p>また、3年後の埋め戻しに関しては、山に仮置きしている残土を戻し、十分な転圧をかけて土砂災害等が起こらないようにすることを業者から確認しております。</p>
9番 四家委員	<p>議席番号9番、四家誠です。</p> <p>(番号1番の)該当地が採草放牧地となっていますが、現在、放牧は行っていないのでしょうか。</p>

事務局 (坂本主査)	放牧は行っています。現地確認時にも十分に牧草が生えており、実際に放牧はされていませんでしたが、放牧する場所もあると所有者に確認しております。
9 番 四家委員	もう一つお願いします。 ここは牧場の機能は果たしていないと理解していいのでしょうか。
事務局 (坂本主査)	牧場として機能しております。牧場の広さが10haと広大で、その一部10,000㎡ぐらいを転用し、資材置き場や通路として使う形になるので、牧場経営自体に影響を与えるものではなく、適切な一時転用と認識しております。
8 番 古市委員	議席番号8番、古市です。 この通路を使って何か開発を行うのですか。
事務局 (坂本主査)	今回の通路の造成に関しましては、この付近で大型の風力発電設備を13基作るようになっており、その工事によって多くの残土が出るため、通路先の山にある残土置き場に土を運びこむためのものです。
議長 (蛭田会長)	そのほかはございませんでしょうか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですのでお諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 続きまして、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。
事務局 (高木主査)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 引き続き、議案第5号についてご説明いたします。 議案説明書10ページをお開きください。 公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。 実施地区は平、勿来地区で借り手は4名、対象筆数は田72筆、畑1筆で面積は田72,908㎡、畑304㎡となります。 なお、貸付相手方の要件につきましては、いずれも満たしていることを確認しております。 説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について事務局より説明がありました。
委員の皆様から何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

議案第3号について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第4号「令和7年度業務報告の認定について」事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

事務局
(久米主査)

業務報告書(案)は、昨年度の当会の活動内容を取りまとめたものになっております。

まず1ページ目、こちらは当会の沿革、市の人口、面積等を記載しております。

2ページからは、組織図、体制図となっております。

7ページからは、業務の総括を記載しております。

7ページは、主たる会議の開催実績と、定例的現地調査の実績について、8ページからは、許認可に関する業務の実績について記載しております。

12ページからは、農地パトロール強化月間の活動実績や農作業労働賃金標準額、農業者年金などを掲載しております。

15ページからは、会務報告を記載しております。

会務報告は、総会等会議の開催実績と議案等をまとめたものです。

24ページは、農業委員会だより編集委員会の開催実績を記載しております。

25ページからは、各地区審議会及び全員協議会等の開催実績を記載しております。

30ページからは、会長はじめ委員の皆様、事務局が出席した会議や研修などをまとめて記載しております。

37ページからは、資料編といたしまして、農地等に関する各種実績を取りまとめて記載しております。

業務報告書(案)については、承認をいただきましたのち、業務報告書の(案)について削除頂きますようお願いいたします。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「令和7年度業務報告の認定について」は、原案のとおり可決いたします。

(案)の削除をお願いします。

次に、議案第5号「令和8年度農業者年金加入推進活動計画(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。

事務局
(久米主査)

お手元の資料2をご覧ください。

農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金が運用する、農業者のための年金制度です。

独立行政法人農業者年金法に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としております。

また、法律の規定に基づき、いわき市が独立行政法人農業者年金基金からの業務委託を受け、その事務を農業委員会に移管されております。

本年度の加入推進活動計画につきましては、5ページからの福島県農業会議等の関係団体が策定致しました「第5期中期計画における令和8年度の新規加入目標数と加入推進の取組について」に基づき定めるものです。

本市の加入推進活動計画については1ページから4ページのとおりとなっております。

主な点を説明させていただきます。

1の「今年度の加入目標人数」は3人で、うち20歳から39歳が1人、女性が1人と設定しております。

5の「加入推進強化月間の設定」につきましては、従来どおり、前期が10月から11月、後期が来年1月から2月のそれぞれ2か月間としております。

前期及び後期の加入推進活動計画(案)の詳細は、3ページから4ページのとおりとなっております。

農業委員の皆様には、法定業務の一つとして、農業者年金の加入推進が規定されており、重要な業務の一つとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について事務局より説明がありました。
委員の皆様から何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「令和8年度農業者年金加入推進活動計画(案)について」は、原案のとおり可決いたします。

次に報告に入ります。

はじめに報告第1号から第3号まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の19ページから22ページをご覧ください。

今月の報告件数は13件、権利の移動事由は相続が12件、遺贈が1件です。

権利の取得面積は、田36,087.00㎡、畑29,206.00㎡、合計65,293.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の23ページから25ページをご覧ください。

今月の報告件数は6件、転用面積は田2,339.00㎡、畑929.80㎡、合計3,268.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の27ページから29ページをご覧ください。

今月の報告件数は11件、転用面積は田24,427㎡、畑11,948㎡、牧場100,303㎡、合計136,678㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

以上となります。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおりご承知願います。

次に、その他に入ります。

はじめに、事務局より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上をもちましていわき市農業委員会第26回総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番は取り下げ、番号2番、番号4番から番号9番は許可、番号3番は却下
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時53分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

13 岡村 泰典 14 佐川 良平